

京都市文化財公開施設（無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅・旧三井家下鴨別邸）業務仕様書（案）概要

名称	無鄰菴	岩倉具視幽棲旧宅	旧三井家下鴨別邸																																							
供用しない日 （休場日）	1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月31日まで	水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合においては、その翌日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。	水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合においては、その翌日）及び12月29日から12月31日まで。																																							
入場料（一般） ＜上限＞	410円	300円	410円																																							
観覧料等	入場料のほか、指定管理者は特別の事業を実施するとき、その期間に限り、その都度別に定める観覧料その他利用に係る料金を市の承認を得て設定することができる。																																									
利用料金 ＜上限＞	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">利用料金</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母屋の2階</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>3,080</td> <td>3,600</td> <td>5,140</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金			午前	午後	全日	母屋の2階	円	円	円	茶室	3,080	3,600	5,140	/	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">利用料金</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主屋の2階</td> <td>座数</td> <td>5,100</td> <td>6,000</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>2,100</td> <td>2,400</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>茶の間</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>5,100</td> <td>6,000</td> <td>8,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金			午前	午後	全日	主屋の2階	座数	5,100	6,000	8,600	居室	2,100	2,400	3,400	茶の間	1,200	1,400	1,900	茶室	5,100	6,000	8,600
区分	利用料金																																									
	午前	午後	全日																																							
母屋の2階	円	円	円																																							
茶室	3,080	3,600	5,140																																							
区分	利用料金																																									
	午前	午後	全日																																							
主屋の2階	座数	5,100	6,000	8,600																																						
	居室	2,100	2,400	3,400																																						
	茶の間	1,200	1,400	1,900																																						
茶室	5,100	6,000	8,600																																							
業務内容及び基準	<p>(1) 施設を公開し、観賞等の用に供する業務</p> <p>(2) 施設の特徴をいかした文化財を身近に利用できる業務</p> <p>ア 施設等の利用に関する業務＜岩倉具視幽棲旧宅をのぞく＞</p> <p>イ その他施設の目的を達成するための業務（広報、サービスの向上に関する取組等）</p> <p>(3) 施設の維持管理に係る業務</p> <p>ア 施設の設定及び備品の管理</p> <p>イ その他管理運営に関する事項（個人情報保護、守秘義務の遵守、情報公開等）</p> <p>(4) 自主事業</p>																																									
職員の配置	入場料等の收受業務として1名以上、 管内巡回業務等として1名以上	入場料等の收受業務及び清掃業務として 1名以上	入場料等の收受業務として1名以上、 管内巡回業務等として2名以上																																							

事業計画及び事業報告等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画の提出 (2) 入場者数等の掌握 (3) 利用者の満足度や苦情等の把握 (4) 法令違反の報告 (5) 事業進ちょく状況報告書の提出 (6) 事業報告書の提出
リスク分担	<p style="text-align: center;">一般的要件 ※小規模修繕（1件150千円未満）は指定管理者負担</p>
文化財保護に係る諸手続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建造物及び敷地の現状を変更しようとする場合 指定管理者が建造物及び敷地の現状変更等を行おうとする場合には、全ての案件について、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課へ事前相談すること。なお、内容によっては許可されない場合があるため留意すること。 (2) 破損、故障等が発生した場合 指定管理者は、速やかに京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課に報告し、指示を仰ぐこと。
管理運営経費	<p>地方自治法第244条の8の規定に基づく、「利用料金制度」を採用しており、指定管理者は、利用者が支払う料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とし、管理運営に係る経費は、指定管理者が負担するものとする。</p>
納付金	<ul style="list-style-type: none"> ①指定管理業務に係る収入が、支出を上回った場合、 <u>(収入－支出) × (指定管理業務について提案のあった納付率)</u>を本市へ納入することとする。 ②自主事業に係る収入については、経費を上回る収入があった場合、<u>(収入－経費) × (自主事業について提案のあった納付率)</u>を本市へ納入することとする。